

国民年金 Q&A

**国民年金
だより**

問い合わせ先
保険年金課
☎40-5558

Q 遺族基礎年金とはどのようなものですか？

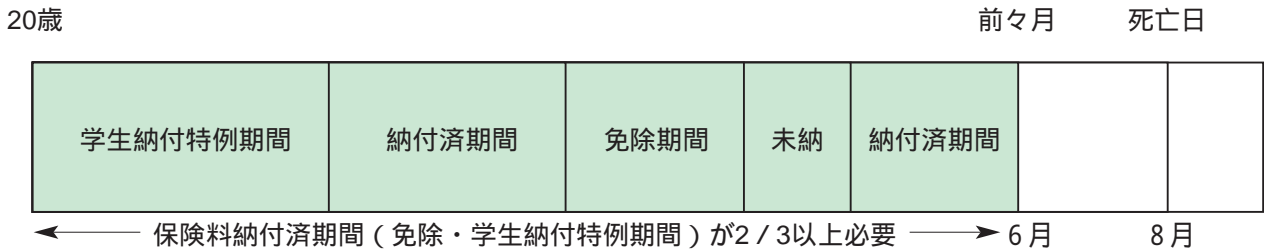
A 国民年金に加入中の方や、老齢基礎年金の受給権者が亡くなったとき、その人に生計を維持されていた子のいる妻（または子）が受けられる年金です。

【遺族基礎年金を受ける条件（以下のいずれかに当てはまる場合）】

国民年金の加入中に死亡し、死亡の前々月までに保険料納付済期間（免除期間などを含む）が、加入すべき期間の3分の2あること。（国民年金の加入が終わった後でも、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいれば受けられます。）

老齢基礎年金を受けている人が死亡したとき。

老齢基礎年金の受給資格期間（原則25年）を満たしている人が死亡したとき。



【保険料納付要件の特例】

死亡日が平成28年3月31日までにある場合は、前々月までの直近1年間に未納期間がなければ受けられます。

【妻・子に支給される遺族基礎年金の額】

受けられる年金額 （年額）	配偶者が受けられるとき	子が1人のとき	1,020,000円
		子が2人のとき	1,247,900円
		子が3人のとき	1人につき 75,900円を加算
	子が受けるとき	子が1人のとき	792,100円
		子が2人のとき	1,020,000円
		子が3人のとき	1人につき 75,900円を加算

*子とは、18歳到達年度末日までの子、または20歳未満で1級・2級の障害のある子に限ります。

年金時効特例法について

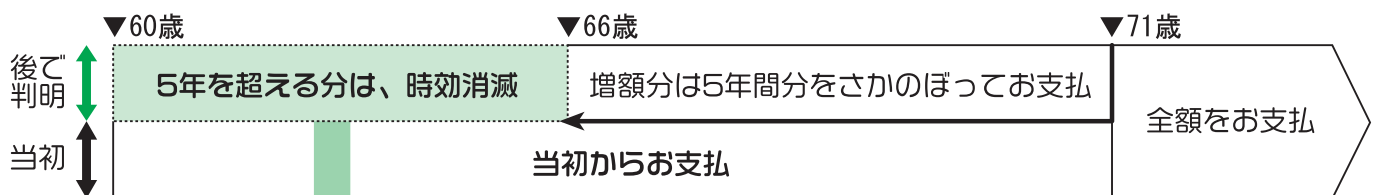
年金記録の訂正による年金の増額分は、時効により消滅した分を含めて、ご本人または、遺族の方へ全額をお支払いします。

●今までは

年金記録が訂正された結果、年金が増額した場合でも、時効消滅により直近の5年間分の年金に限ってお支払いしていました。

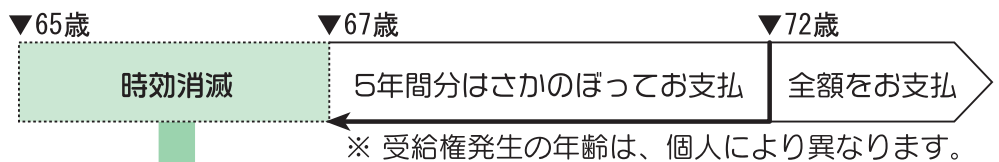
【具体例①】

60歳から年金を受給していた方で、71歳で追加すべき年金記録が見つかった場合



【具体例②】

72歳の時に年金記録が見つかり、年金の受給資格があることが分かった場合



●これからは

年金時効特例法の成立により、この部分も全期間さかのぼってお支払いします。

対象となる方

1. 既に年金記録が訂正されている方

年金記録の訂正により年金額が増えた方

〔年金（老齢・障害・遺族）の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます〕

年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払いすることとなった方

〔年金（老齢・障害・遺族）の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます〕

や に該当する方が、亡くなられている場合には、そのご遺族の方

〔未支給年金の時効消滅分が支払われます〕 ご遺族の範囲は、お亡くなりになった当時、生計を同じくされていた方に限り、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順となります。

2. 今後、年金記録が訂正される方

今後、年金記録が訂正された結果、上記 ~ と同じように年金額が増える方

〔増額された年金や未支給年金が全期間分支払われます〕

必要な手続きは

【今後、年金記録が訂正される方】

記録の訂正の手続き以外に特別の手続きは必要ありません。

年金記録の訂正に合わせて自動的に手続きを行い、5年を経過した分の年金額もお支払いします。

【既に、年金を受給開始後に年金記録が訂正されている受給者の方】

- ・できる限り簡単に手続きをしていただけるよう、あらかじめ必要な記載事項を印字した用紙を順次発送いたします。(平成19年9月～)
- ・今すぐに手続きをしていただくこともできます。その場合には、お近くの社会保険事務所に、必要な書類をご提出(または郵送)していただきますようお願いいたします。
郵送で手続きをされる際に必要となる用紙は、下記のお問い合わせ先からお取り寄せいただくか、社会保険庁ホームページから印刷していただきますようお願いいたします。
お手続きからお支払いまでの期間は、2～3か月程度です。
お支払いの前に、審査結果・振込み等のお知らせをいたします。

窓口での手続きの際に、お持ちいただくもの

以下の書類をお持ちいただきますようお願いいたします。

【年金を受給している方の場合】

手続きにお越しの際は、「年金証書」「振込通知書」など、基礎年金番号・年金コードが確認できるもの

【未支給年金を受けたことがあるご遺族が手続きをされる場合】

亡くなられた方が受けていた年金の「振込通知書」「未支給年金支給決定通知書」など、亡くなられた方の基礎年金番号・年金コードが確認できるもの

手続きをされる方のご本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)

振込を希望される金融機関の預金口座の通帳

【未支給年金を受けたことがないご遺族が手続きをされる場合】

下記のお問い合わせ先に必要となる書類をお問い合わせください。

ご本人以外の方が代理で手続きをされる場合は、次のものをお持ちいただきますようお願いいたします。

- ・委任状
- ・委任を受けた方(実際に窓口に来られる方)の身分証明書(運転免許証等)
未支給年金とは、年金を受けられる方が亡くなられた時に、まだその方へのお支払いが済んでいなかった年金のことです。

詳しくは、**栃木社会保険事務所** ☎ 0282-22-4134

または、**ねんきんダイヤル** ☎ 0570-05-1165 (平日8:30～17:15)

までお問い合わせください。

社会保険庁ホームページ (<http://www.sia.go.jp/>)